



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsflash

ベトナム韓国自由貿易協定 (“VKFTA”) の概要について

30 July 2015



交渉は2012年8月6日から開始され、8回の正式交渉と、8回の中間会合、主席代表会合を経て、ベトナムと韓国は全協定内容に合意し、2015年5月5日に、ベトナム韓国自由貿易協定（“VKFTA”）への正式署名をしました。

韓国は、従来からベトナムの最も重要な貿易相手国の1つであり、大きな輸出入市場であると共に、近年ではベトナムへの投資資本額で最大の投資国になっています。現在、韓国は、ASEAN韓国自由貿易協定（“AKFTA”）の枠組でベトナムと既に協力関係にあります。

VKFTA への署名は、多くの観点から、ベトナムにとって大きな成果だと言えます。VKFTA の協定書は、17章、208条、15付属書、規定実施合意書から構成されています。協定書の主要内容は、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、食品安全衛生・動植物検疫措置、原産地規則、税関手続き簡素化、貿易防衛措置、貿易の技術的障害のルール、電子取引技術、競争、経済協力、制度・法律体制などです。

この協定は、ベトナムと韓国の経済協力のための最も包括的な法的文書だと考えられます。署名された内容を以て、協定により、多くの面においてベトナム経済に対する多大な利益、肯定的な影響をもたらすと共に、企業に対して少なからず試練を与えることになるでしょう。しかしながら、各々の国への影響度合いは、その経済発展レベル、構造および吸収能力により異なってきます。

VKFTA の合意内容概要

- **物品および輸出入:** 両国共、AKFTAに比較して、更に市場を拡大しています。これによれば、両国市場への参入に際して、多くの輸出入品目に対する関税が撤廃されます。

韓国側は、502品目に対する市場拡大に合意しています。その中には、ベトナムの主要輸出品目である農林水産物（エビ、カニ、魚、熱帯果実、木材など）も含まれており、ニンニク、生姜、蜂蜜などの韓国にとってのセンシティブ品目であり関税率の高い農産物や縫製品のようなその他工業製品も含まれています。

他方で、ベトナムは、縫製、皮革・履物の原材料、自動車部品パーツ、プラスチック原料、家電製品、機械設備、自動車、化粧品、医薬品およびその他品目など、韓国から輸入する200品目に対して関税の引下げに合意しています。

表 1: VKFTAの自由化合意内容

	関税分類品目数	全輸入に占める対象品目数比率 (%)	2012年の輸入総額に占める比率 (%)
韓国	506	4.14	5.5
ベトナム	256	2.77	5.91

表 2: VKFTA および AKFTAの総合的合意内容

	関税分類品目数	ASEANからの輸入に占める対象品目数比率 (%)	2012年のASEANからの輸入に占める比率 (%)
韓国	11,679	95.44	97.22
ベトナム	8,521	89.15	92.72

- サービス貿易:** 韓国は、AKFTAと比較して、以下5つの分野をベトナムに対して追加的に開放しています。(i) 法律サービス、(ii) クーリエサービス、(iii) 鉄道の保守および修理サービス、(iv) 鉄道運送の支援サービス、および、(v) 自然科学の研究および開発サービス。一方で、ベトナムも、WTO および AKFTAの合意内容と比較して、以下2つの分野を韓国に対して開放しています。(i) 都市計画および景観設計サービス、および、(ii) 運転者を伴わないその他機械および機器賃貸サービス。
- 投資:** これは、AKFTA よりも適用範囲が幅広くっており、協定の中でも重要な章の一つです。内国民待遇 (NT)、最恵国待遇 (MFN) 、経営幹部・取締役の国籍要求禁止 (SMBD)、収用、補償、送金、請求権代位、利益の否認などの内容を含んでいます。両国の合意内容は全て、韓国企業に対してより好ましい環境を整え、韓国からより多くの企業によるより多額の投資を呼び込むことになるでしょうし、ベトナムから韓国への投資についても同様です。
- 二国間経済協力:** これは、交渉過程での両国による一番の関心事項となった章の一つです。協力分野、具体的な協力プロジェクト、経費負担、および、プロジェクト毎の具体的実施方法が章の実施合意書に規定されています。

- 食品安全衛生・動植物検疫措置 (SPS):** 両国は、SPSに関する独立した章を設けることに合意しました。SPSに関する章の合意内容は、ベトナムと韓国との農産物貿易から生じる食品安全衛生および動植物検疫に関連する問題解決のための協力、能力向上そして協議の推進とそのため条件整備を目的としたものです。
- 規則および制度:** 知的財産、競争、紛争処理、貿易に対する技術的措置などについて、利益の均衡、そして、国内法の手続きとの整合性を担保しつつ、そして、現在ベトナムが交渉中の他の協定への影響が無いような形での合意がなされています。

VKFTA の署名は、両国の経済、特に企業に対して多くの重要な影響を与えます。ベトナムの企業は、これにより、韓国が強みを持ちベトナムが必要とする領域において、能力向上、競争力向上を学び、市場拡大の機会を得ることができます。従って、各企業は、協定の規定のみならず自社の能力を慎重に検討して、事業決定を下し、効果的な事業実践に適用することが重要です。

専門家の支援が必要な場合には、Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。





この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Ha Noi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

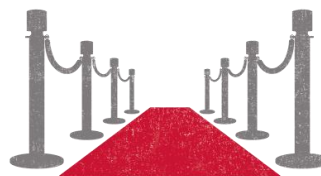
大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

**Newsletter のダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。
www.gt.com.vn**



Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Centre
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com